

京都市景観・まちづくりセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年12月28日

京都市長 榎本頼兼

京都市規則第114号

京都市景観・まちづくりセンター条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 京都市景観・まちづくりセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1号ア中「若しくは和室」を「, 和室若しくは児童室」に改め, 同号イ中「又は和室」を「, 和室又は児童室」に改め, 同号に次のように加える。

ウ 作品展示コーナーに係る申請 使用日（その日が2日以上にわたるときは, その初日）の属する月の3箇月前の月の初日

第8条を第9条とし, 第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ, 第4条の次に次の1条を加える。

(使用期間)

第5条 作品展示コーナーの使用期間は, 14日以内とする。ただし, 市長が特別の理由があると認めるときは, これを延長することができる。

2 京都市景観・まちづくりセンターの休所日は, 前項の期間に算入する。

別表中「第5条関係」を「第6条関係」に改める。

第2条 京都市景観・まちづくりセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条中「第5条」を「第6条」に, 「市長が」を「条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が」に, 「市長に」を「指定管理者に」に改める。

第4条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「第8条ただし書」を「第9条ただし書」に改め, 「の各号」を削る。

第8条中「第9条」を「第10条」に改める。

第9条中「第10条第1項」を「第11条第1項」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成18年4月1日から施行する。

(都市計画局都市企画部都市づくり推進課)